

困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、「困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に定める事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号、以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、実施要綱第3に定める長野県内で困難を有する子ども・若者に対する自立支援の場又は就労継続支援の場を運営する者とする。

(補助対象経費等)

第3 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金の限度額は別表のとおりとする。

2 補助対象経費の算定に当たり、本事業に従事する職員が本事業以外の業務にも兼ねて従事している場合は、本事業に係る人件費を按分して算定すること。

(補助金額の算定)

第4 補助金額は、補助対象経費の実支出額の合計額から国や地方公共団体からの委託事業及び他の補助金事業に係る収入を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、別表に定める限度額を上限とする。

2 前項により算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請書)

第5 規則第3条に規定する申請書は、困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第9の2第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

(交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更するときは、速やかに長野県知事(以下、「知事」という。)に報告し、その承認を受けること。

ただし、別表に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときも含む)は、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- (3) 知事は、補助金の交付にあたって必要があると認めるときは、前各号に定めるもののほか、当該補助金の使用方法等について条件を付することがあること。

2 前項第1号又は同項第2号の規定による承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を提出して申請するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容の変更

困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場合応援事業計画変更承認申請書

(様式第2号)

- (2) 補助事業の中止又は廃止

困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場合応援事業中止(廃止)承認申請書

(様式第3号)

(交付申請の取下書)

第7 規則第7条第1項の規定による申請書の取下げは、困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場合応援事業補助金交付申請取下書(様式第4号)を当該補助金の交付決定の通知を受理した日から10日以内に、知事に提出して行うものとする。

(状況報告)

第8 知事は補助事業者に対し、必要に応じ補助事業等の遂行の状況について、報告を求めることができるものとする。

(実績報告書)

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告は、困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場合応援事業実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了又は廃止のあった日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

3 知事は、補助事業の完了等に係る報告を受けた時は、書類の審査又は必要に応じ現地調査による確認を行い、補助金の額を確定すること。

(消費税仕入控除税額の報告)

第9の2 第5第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

2 第5第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書をした後に
おいて、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により
減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報
告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこ
れを返還するものとする。

また、補助事業者は、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場
合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌
年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

（交付請求）

第10 補助事業者が、補助金の支払い（概算払いを含む。）を受けようとするときは、困難を有
する子ども・若者の専門的な自立支援の場応援事業補助金請求書（様式第8号）を知事に提出
するものとする。

なお、当該補助金については、4半期ごとに概算払いをすることができる。

（書類の保管）

第11 補助事業に要する経費については、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況
を常に明確にし、関係書類とともに、補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌
年度から5年間保管しておかなければならない。

（書類の提出部数及び添付書類）

第12 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は1部とする。

2 第5条の規定により知事に提出する書類には、補助金計算書（様式第6号）及び知事が別に
定める書類を添付しなければならない。

3 第9条の規定により知事に提出する書類には、補助金精算書（様式第7号）及び知事が別に
定める書類を添付しなければならない。

（対象期間）

第13 補助事業の対象期間は、第5条に定める申請書の提出があった年度の4月1日から3月31
日までとする。

（その他）

第14 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表

種別	補助対象経費	補助率	限度額	軽微な変更
１ 常時開設する専門的な自立支援の場の運営 (実施要綱第３の１)	自立支援の場及び就労継続支援の場の支援員及び事務員の 人件費 (労働基準法第１１条に定める賃金、法定福利費(社会保険料、労働保険料)、謝金)	１／２ 以内	１者あたり ３００万円まで	対象経費の ２０％以内の 変更
２ １以外の自立支援の場の運営 (実施要綱第３の２)			１者あたり ５０万円まで	
３ 就労継続支援の場の運営 (実施要綱第３の３)			１者あたり １００万円まで	